

議長（鳥居直記君） 出席議員半数以上であります。これより議事日程第4号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、3月8日に引き続き市政一般質問を行います。42番柴田 朴議員。

〔柴田 朴君登壇〕

42番（柴田 朴君） 柴田 朴でございます。

日本共産党を代表いたしまして、さきに通告しておきました質問項目に沿ってお尋ねしますので、市長初め担当部長の誠意ある答弁を求めるものであります。

今日の日本経済は、専門家の言葉をかりるとデフレスパイラルと表現しています。単なる景気の悪化ということだけでなく、同時並行で物価の下落が進んでいる、これは戦後の日本でも初めての経験だと言われています。G7のサミット諸国を見ても、こういう経験をしている国は戦後ないと言われ、未知の体験、未知の領域に日本経済が入ってきてしまったと言われております。なぜ、デフレが生じているのか。その要因はいろいろありますが、中心的には需要の不足に原因があると言われております。政府の公式資料を見ましても、需給ギャップ、いわゆる需要と供給の格差は、GDP（国内総生産）は500兆円と言われている中で、約20兆円から30兆円、需要が不足をしていると計算をされています。

このような中で、小泉内閣も遅まきながら、先日、デフレ対策を発表いたしました。その内容は、結局、不良債権の早期解決を柱としたもので、国民の家計消費を温めるところか、逆に国民生活に痛みを押しつける政策となっています。これに対して、日本共産党は、次のように提案しております。

1つは、雇用の問題です。多くの大企業がNTTなどに見られるように、黒字経営を続けながら、国際競争に勝つためと称して10万人とか15万人とか次々と人減らしを発表し、製造業とかIT関連企業を含めると、当面だけでも80万人とも90万人とも言われております。この問題を企業の社会的責任を含め、政府は首切りを中止させるべきである。

2つには、社会保障の問題であります。年金の改悪に続いて、医療費の値上げ、サラリーマンの健保引き上げ、それから窓口の3割負担、介護保険料プラス利用料の負担など次々にやられてくると、国民は、先々の生活の見通しが全く立たなくなると言っております。これら社会保障関係の値上げや改悪を直ちに中止をすること。

3つ目には税制です。所得や財産にかかわらず大人1人当たり定額課税の消費税では不公平です。あくまでも所得に応じた累進課税が基本であると思います。

したがって、政府は思い切って消費税を3%に戻すぐらいの決断をして不況からの脱出を図るべきであると、このように提案をしているわけであります。

以上の国の財政のあり方について、大綱的に触れてきましたが、このような立場から、長崎市の財政の現状を見てみたいと思います。単に、最近2、3年の数字の変化だけでなく、平成3年度から平成12年度まで10年間の財政の流れを、1つは性質別に、2つは款別に見てみました。財政諸費用についても、中核市を中心とした30都市の中で、長崎市はどのような位置にあるのか比較してみました。

まず、財政指標から見てみますと、これは平成12年度決算ですが、都市の財政力を示す財政力指数というのがあります。これは、1に近い方がよいわけですが、長崎市が0.576%、30都市の平均が0.81%で、30都市の中で29位、下から2番目であります。

次に、財政が硬直化しているかどうかということを見る経常収支比率というのがございますが、30都市平均で80.1%に対して、長崎市は87.8%で、平均数値より7.7%も高くなり、硬直化がひどくなっているという状態であります。

公債費比率は20.6%、30都市の平均数値が14.9%ですから、30都市の中では2番目に借金の多い都市となっております。ちなみに、1番は同じく九州の熊本市であります。

次に、平成3年度から平成12年度までの歳出を性質別に見てみました。私が注目したいのは、市税収入が毎年500億円前後で推移しているのに、投資的経費を平成4年度から平成10年度まで200

数十億円から300億円を超して支出をしているわけです。このようにして、平成4年度から平成10年度までのわずか7年間で1,741億円の借金がふえているという勘定になります。ここに私は、長崎市の財政が大ピンチになってきた主なる要因があると考えております。

もう一つ、大事なことは、この7、8年の間に、公共事業が急速にふえたために、市民生活分野の民生費や教育費などが減ってきていることもわかりました。例えば、ここでは時間がありませんが、教育費でいうと、平成3年度で全体の支出の中で、教育費は11.4%でございましたが、10年たった今日、平成12年度では7.0%と、こういうふうになっております。その上に、さらに今度の施政方針では、市当局は行政改革大綱を改定して、職員数を昨年度の4,200名体制から平成18年度までに3,900名にまで減らしていくと、そのリストの内容が発表されております。

以上のような今年度の施政方針、新年度の予算案をいろいろ見たとき、深刻な不況のもとで苦しんでいる42万市民を励まして勇気づけていく、そういう内容に残念ながらなっていないということを申し上げたいと思います。

以上の立場から、次の点についてお答えいただきたいと思っております。

1つは、この10年間、公共事業の拡大を重視したために、市民生活分野のこういった教育費などの落ち込みをどのように考えておられるのか。

2つには、公債費比率が平成12年度で20.6%、このこと自体がもう危険ラインを超えているわけですが、さらに、数年後は22%を超えと言われております。今後の正常化の展望を示してください。

3つ目は、公共事業の中で、ハコモノも含むグレードの高いものを、これを見直してやるべきではないか。

4つ目は、各費目の中で食糧費、これは平成12年度末で2,200万円、旅費が平成12年度末で4億200万円、海外出張が約2,600万円、そして、議会費を見ると、議会の調査研究費は5,520万円、その他となっておりますが、私は、類似都市と比較をして、こういった海外出張費、例えば2,600万円と、こういうものでも非常に税収の割

には長崎は海外出張費その他も高いと、こういう関係にございます。旅費の4億200万円、こういう問題についても思い切って見直しをしてみる必要はありはしないか。食糧費は大分見直しをやってきたとっておりますが、まだ2,200万円の食糧費が12年度末まで使われていると、そういうことについて見直しを求めるものであります。

次に、不況対策についてお尋ねします。

小泉内閣の不良債権処理の強行は、銀行の貸し渋りを一段と強めています。その結果、県や市が設けている各種融資制度は十分な働きをしていません。銀行が金を貸さないからであります。したがって、業者は銀行に行くのをあきらめて、商工ローンやサラ金に走り、不当な金利に追われるという新たな悲劇が生まれております。

我が党は、数年前から市の直貸し制度を設けるよう提起してきました。商店や中小企業は、月末の締め切りになると50万円、100万円の金がほしいのです。銀行OBなどの応援を受けて、市としての直貸し制度を設けて貸し渋りなどに対応すべきではないかと考えます。

私は、昨年12月議会でも、不況対策の立場から市に対策本部を設けて業者の動向を把握しながら相談に乗るべきだと提起しました。なぜかと申しますと、現在、3月という年度末を迎えて、全国的にも企業倒産などが広がり、地方の商店街や市場でもシャッターを閉めているところがふえています。ところが、商工部に今日の長崎の経済動向を聞いても、これはほとんど把握しきれていない。資料が出て1年前ぐらいのものしか出てこない。こんなとき、新しい雇用対策として若者を協力してもらえば、商店街や市場の動向など状況把握ができるのではないかと考えております。お答えいただきたいと思っております。

次に、行政改革と公共性を守るという立場からお尋ねします。

長崎市は、近く市立保育所2カ所、福田保育所と茂木保育所を民間に移譲すると発表し、地元で説明会を開いていることを明らかにしました。長崎市内には、現在、公立保育所が12カ所、私立の保育所が54カ所あります。合わせて66カ所になります。この66カ所の定数が5,625名、これに対して、実際の入所者数は7,011名、つまり、定員を

超えて入所している児童1,386名、待機児童が352名であります。

したがって、児童福祉法で定められた定数を守るならば1,700名以上が待機児童になるわけです。行政としては、直ちに公立の保育所をつくって、待機者を次々に入れるべきではありません。それをやらないで、定数オーバーで1,300名も押し込みながら、逆に公立保育所2カ所を民間に移譲するということは、一体、どういうことでありましょうか。その理由についても明らかにしていただきたいと思います。

同じく、公共性を守るべき市民病院の患者給食を民間に委託し、このとき我が党は強く反対しました。結果的に、我々が主張したとおり、この諸問題が発生し、とうとう契約していた会社と途中で契約を解約して、新たな会社と契約するという、こういう失態を演じてきました。当時、我が党は、患者の給食は治療の一環であり、一人ひとりの入院患者の病状にあわせて、病院内で医師と栄養士、調理師が相談しながら直営でつくるべきだと主張してきました。何でも経費を安上がりさせればよいではありません。公的病院は、すべての点で公共性を守ることが大切であり、今回のこの事件は、最近の市当局の公共性を無視した行革の典型であると思います。

答弁を求めます。

次に、教育行政についてお尋ねします。

代表質問の初日から、多くの同僚議員が教育問題について質問が集中しました。これは現在の子どもたちの教育のあり方が注目され、何とかみんなで解決の方法を探りたいという熱意のあらわれだと私は思います。不登校、いじめ、学級崩壊、受験競争と、子どもの時代には想像もできなかったことが起こっています。

私は、現代の子どもたちの問題を考えるとき、我々が注意すべきことは、我々の時代と今日の社会情勢、経済情勢、テレビなどを含む文化情勢とありますが、大きく変わってきていること。親を巻き込んだ受験戦争のエスカレート、これらの変化を念頭に置いて論じなければならないと思います。現代の大人社会の変わり方が、子どもたちにいろいろな戸惑いを与えていないか、このことを念頭に置かないで、子どもたちにだけ要求をする、

注文をつけるという姿勢では、本質的な問題の解決にはならないのではないのでしょうか。「今の子どもたちは居場所がない」とよく言われます。学校に行き、現在の学習指導要領ではついていけない、だから、学校はおもしろくない。家に帰ると、両親からすぐ塾に行きなさい、宿題をきなさいと、本当に居場所がないわけです。当然、子どもたちはストレスがたまるでしょう。このような環境の中で、子どもたちの発達や成長がゆがめられていくとしたら、大人の責任は大きいと思います。

昨日の新聞を開きましたら、一面に大きく少数学級16県に拡大、昨年度は秋田県、新潟県、広島県、愛媛県、鹿児島県、今年4月からは青森を初め、さらに、これに加わっていくというふうに報道されております。全国あちこちの知事や市長が手を挙げて、自治体が財政を負担をしてもやろうと、こういう流れが出てきたことは非常に喜ばしいことで、日本の教育の流れを変える節目になると私は思います。

以上の立場から3点質問します。

1. 市内小中学校の不登校の現状と対策を説明ください。

2. 30人学級の促進とその取り組み。

3. 完全学校週5日制について。

次に、農林水産行政についてお尋ねします。

本市における農業の現状を見ると、平成2年の時点で、長崎市内の農家戸数は3,176戸でした。それが10年たった平成12年で2,379戸であります。この10年間で800戸は農業をやめたこととなります。そこには高齢化の問題、後継者がいない問題など、いろいろ理由があると思います。しかし、私は、その根本に国の農業政策が農業をやっている人々に夢と希望を与える政策を示すことができないところに大きな問題があると思います。次々に農産物の自由化に踏み切っていく。日本の家族的農業では、アメリカや中国、ヨーロッパなどの大規模農業に太刀打ちできないのは当然であります。だからといって、政府は、農民の立場を守ってセーフガードもできない。政府が数年前から打ち出した新農業政策は、輸入を前提にして認定農業者制度、もう一つは、法人組織にして会社組織とする。こうして現在で全国300万戸以上の農家

を法人組織もあわせて40万戸ぐらいにしていこうと、こういう動きであります。

長崎市内でも、既に2,300戸の中で、認定農業者は2月末で131名となっております。10年ぐらい前までは、長崎市でもピワや温州ミカンのほかに、パレイショ、イチゴ、生姜、ネギ、ハウレンソウ、そういったものが行政も力を入れておりました。しかし、現在では、それが見えなくなりました。2,300戸の農家が農業を続けているとき、わずか130戸程度の認定農業者だけに行政の支援が集中すると、他の農家はどうなっていくのでしょうか。長崎市の農業の現状と今後の農業振興の展望についてお答えください。

次に、水産行政についてお尋ねします。

橘湾と有明海汚染の関係をお尋ねします。長崎市は、つくり育てる漁業の拠点として、これまで橘湾を中心に事業を展開し、多額の投資を行ってきました。1つは、漁場の保全と養殖場の造成であります。網場湾を中心に大規模な藻場の造成を行ってきました。2つには、栽培漁業の推進ということで、マダイ、クルマエビ、アワビなどの重要な水産種苗の大量生産、供給及び関連技術の開発等で、これは長崎市の水産センターを設置して頑張っております。これだけでも約24億円の投資をしております。

こういう状況の中で、平成8年から11年にかけて、新たに魚類生産棟などを設置してまいりました。私の試算でも既に50億円以上を、この橘湾に投資をしていると考えております。

ところが、水産農林部の調査では、漁獲量が有明海と同様に橘湾でも減少傾向で推移していると報告されています。

私は、昨年文教経済委員会で、有明海がのりの養殖にまで大きな被害が発生しているとき、橘湾は大丈夫かと質問しました。それに対して、水産センター所長は、潮流など橘湾に流れてくるので、心配して県に対して、その調査を依頼しているとの答弁がありました。私は、これを聞きまして、これは大変だと、相当な金も投資をしているわけで、佐賀県、福岡県、熊本県だけでなく、肝心の長崎市の水産業までが諫早干拓と重大な関係にあるということをつくづくと感じました。その後の調査の結果はどうなっているのか、お答えい

ただきたいと思います。

次に、市民生活と高齢化社会についてであります。

国民健康保険事業の運営と資格証明書発行についてお尋ねします。国民健康保険税を納めることが多くの世帯では目に見えて困難になってきたのは1984年、国が医療費の国庫負担を、それまでの45%から38.5%に大幅に引き下げたことに端を発しております。長崎市も例外ではありません。さらに、翌95年度には、保険料の算定方法で賦課割合を応能割65%、応益割35%であったものを、これを50対50に改悪をして、低所得者の負担を一層ふやしてきたところにあります。しかも、この時期から、国は、実際にペナルティーを課して税の収納率を上げよと、アメとムチで指導を強化してきました。九州の中で、県民所得が沖縄を除くと最下位にある長崎市民にとりまして、所得額の10%から12%の税負担というのは高過ぎると私は思います。

先日、私は、東北の秋田市を初め2、3の都市に視察にまいりまして勉強してまいりました。秋田市など税の算定方式、賦課割合でも応能を54%、応益を46%で頑張っています。国の指導はあっても、市民生活の実態を見ると変えられませんか、こういうふうには言っていました。「資格証明書の発行はどうですか」と尋ねると、「まだ検討中で発行しておりません」と答えていました。私は、これが社会保障の部門を担当している職員の発言だと非常に感動をいたしました。

資格証明書の発行は、当時の厚生大臣の発言でも、悪質者に限ると、県の福祉保健部長も昨年12月の議会で、我が党の議員の質問に対して、次のように発言しております。これは機械的にならないように指導したいと考えますと答えています。

長崎市として資格証明書について、どのような議論をして発行したのか、お答え願います。資格証明書の発行世帯数を明らかにしてください。

次に、介護保険についてお尋ねします。

市長の施政方針の中でも、制度施行から3年目を迎えて、さまざまな問題も視野に入れて検討してみたい。そのため介護サービス事業検討委員会を設置することを明らかにしました。長崎市でも65歳以上の人で8万3,000人、その中で要介護者

は約1万3,000人と聞いております。問題は、この65歳以上の8万3,000人の方々の収入状況が、どのようなものであるか。この評価が国も含めて認識が足りなかったと私は考えます。日常の会話の中に出る「今のお年寄りは金持ちだ」と、こういうふうな言葉ほど社会の一面しか見ていないと思います。

私も地域で自治会長を長くしておりまして、この年代の人たちで、まともな年金をもらっている人がむしろ少なく、多くのお年寄りが3万円から4万円の福祉年金者が多いわけです。遺族年金でもこの年代の人は非常に少ないわけです。だから、今の介護保険料は率直に言って高過ぎるわけでありまして、それに1割の利用料は、とても払えない人が多いのは当然であります。

そのような中で、長崎市は、県下3つの自治体が減免制度を行っているその一つに入っております。しかし、多くの市民は、その減免の内容を全く知りません。隣の三和町などは、町民に対して明らかにしています。長崎市としても、例えば介護保険条例の第10条の1号から4号まで数字も入れてちゃんと決めているようですから、職員だけが持たないで関係者にも公表してはどうか。

また、利用料についても、現在、国の特例措置で3%をとっていますが、多くの自治体が特例期間が終わっても、引き続いて3%でいきますと答えておりますので、長崎市でも、ぜひひとつ検討をしていただきたいと思います。

環境行政については、時間があれば自席から質問をしたいと思っております。

平和行政について質問をいたします。

昨年9月11日に、アメリカの同時多発テロが発生をして、国際社会の人道に反する行為として、世界の人々の厳しい批判を浴びました。我が党といたしましても、断固として、この行為に屈服することはできません。しかし、その後のアメリカなど一部の国によるアフガニスタンに対する爆撃行為は、国連を中心とした理性ある行動から逸脱をして、まさに武力には武力をと報復戦争に変わり、アフガニスタンへの無差別な爆撃を長期化しています。死亡したアフガンの市民は、婦女子などを含めると4,000人とも5,000人とも言われています。アメリカ・ニューヨークでのテロ事件によ

る犠牲者3,000数百名を大きく上回っています。しかも、このようなアメリカと一部の国の軍事行動は、国連安全保障理事会でも論議をされていない、アメリカの単独行動であります。アナン国連事務総長は、軍事行動の中止を訴えています。テロ事件を最大限に利用したアメリカのブッシュ大統領は、いまやすべての国、すべての地域は、アメリカにつくかテロリストにつくか決断せよと、国会でも演説をしています。

去る1月29日のブッシュ大統領の年頭一般教書で、イラン、イラク、北朝鮮を名指しで非難をし、イラクのフセイン体制打倒を視野に入れて準備を指示していたと伝えられていました。ところが、昨日の長崎新聞等によりますと、ブッシュ大統領は、イラン、イラク、北朝鮮だけでなく、中国、ロシア、リビア、シリアも含めて7カ国を対象に非常時の場合の核兵器の使用計画策定を命じていたことをアメリカのロサンゼルスタイムスが報じていることがわかりました。まさに間違いじみたアメリカのブッシュ大統領の姿勢を私は非常に強く憤るものであります。

核実験に毎回、抗議を続けている市長は、どのようにこれを受けとめておりますか、お答えいただきたいと思っております。

また、先日、大分の日出生台で訓練を終わったアメリカの海兵隊が周辺の市や町から歓迎されないため、被爆地長崎に160名ほどがバスで乗り込んでくると、そういう事態が生まれました。私服で来たとしても、被爆地の市民感情を全く無視した行為であり、市長は、米軍に対して厳しく抗議すべきであると考えているが、お答え願いたい。

次に、有事法制化と自治体の立場であります。

小泉首相は、去る2月4日の施政方針演説の中で、有事に強い国づくりを進めるため、与党とも緊密に連携しながら、有事への対応に関する法制について取りまとめを急ぎ、今国会に提出をする、と述べました。歴代の首相としては、初めて有事立法の国会提出を宣言しました。アメリカがアジアの周辺で起こす戦争に日本の自衛隊を参加させるのが狙いで、法制化を急ぐと言われております。日本国憲法は、自国が直接、他国から侵略をされたときは、これを反撃するのは当然としても、アジアの情勢の中で、日本が直接、攻撃を受けると

いう事態は考えられないと、これはアメリカの高官や自衛隊の高官も言っているわけです。

有事立法は、自治体の職員、病院施設も含めて、有事の名のもとに強制的に協力を義務づけられるものでありますが、市長は、このような法制化の動きをどうとらえておりますか。

次に、市町村合併について。

私は、昨年12月議会でも、市町村合併を進めるに当たって、国や地方自治体が注意すべきことは、合併問題を行政改革と表裏一体で進めると結局、地方交付税が多くなるのか、少なくなるのか、関係住民の視野を狭めてしまうことになると、こういうふう主張してまいりました。合併問題は、あくまでも、そこに住む住民の自治が従来よりよくなるのか、それとも、これまでより住みづらくなるのか、ここに原点があるわけですから、あわてずに、何回でも話し合いながら、全国の流れも十分注目をしていく必要がある。以上の立場から見ると、長崎県の指導は余りにもせっかちで、「船に乗り遅れたら大変だぞ」と、こういうふうな半ば市町村を脅かすような指導になっていると指摘してまいりました。

その後の全国の流れを見ても、なるほど研究協議会等を含めると2,000以上の自治体が一応、検討に入っていると報道されておりますが、3,224市町村がある中で、1月31日までに法定合併協議会を立ち上げたところは22県37地区129市町村であります。私に言わせると、全国の市町村は冷静に検討を進めているなど、むしろ国の方が、このペースの進み方を心配をしているのではないかと思います。

私は、去る1月26日、福岡市で開かれた町村合併シンポジウムに参加をしました。山本全国町村会長さんが参加をされるということを聞きまして、そのお話を直接聞いてみたいと考えました。その席で、山本会長がお話されたことは、「私は、もともと町村合併には賛成なんですよ」と、こういう切り出しでお話が始まりました。しかし、現在の国のやり方あるいはその指導は、町村の立場を考えていないと、交付税をいかに減らすか、そういうことだけを彼らは考えている。もっと大切な住民の立場に立った、なるほどどうなづくことのできるような、そういう方針を出してほしいと、

だから昨年の町村の全国大会でも、あのような反対決議をしたんだと、こういうふうな話をしておりました。また、そのとき山本会長は、福岡県の話をして、福岡県は、必ずしも町村に対して早く合併しなさいと、そういうふうな押しつけは全くやっていないと、そういう点では、私は、ありがたいと思っていると、そういうふうな話もしておりました。

伊藤市長は、先日来の同僚議員の質問に答えて、大きくなることはよいと思う、財政的にも基盤が強化されると、こういう発言をいたしました。私は、余りにも一面的だなという気持ちを持ちました。もちろん、水道行政とか、あるいは消防とか医療とか火葬場などは、これはもう前々から一部事務組合として市町村でやってきたわけで、私は、そういうものは、大いに発展をさせてやらなければならないと思います。しかし、根本的には、交付税を減らして下部の自治体で何とかしなさいと、10年間は面倒みますよと、こういうことであります。

先日、県下の町村合併の情報を開いてみましたら、対馬の法定協議会の模様が載っておりました。あそこは、6つの町で協議会をつくるようになっております。合併特例交付金を意識したいろいろな議論がされて、各町からいろいろな合併に伴う要求が出され、81項目がまとめられております。どこにはどういう施設をつくると、ここにはこういうものがほしいという内容であります。

私は、全国の市町村が合併に向けて要求を出し合ったら、特例交付金など山のように金を積んでも、これは足りないのではないか。現在でも、国の借金は大変な状態にあるときに、合併に伴うこの状態では、国そのものが大変な時代になることを恐れる一人であります。特例交付金というアメの問題も含めて見解をお聞かせください。

最後に、バス空白地域のタクシーバスを4月から伊良林・矢の平、それから丸善団地、こういうところを走らせることになりました。これらの経過を見ながら、さらに空白地にはタクシーバスを広げていきたいと、こういうふうな方針であります。その際、赤字経営が考えられますけれども、市として補助金を出すという考え方なのかどうか、この点についてもお答えをいただきたいと思って

おります。

以上で壇上からの質問を終わります。

=（降壇）=

議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 日本共産党を代表されます柴田 朴議員の代表質問にお答えをいたしたいと思いをします。

まず、行政改革の基本的あり方についての公立保育所の民間移譲についてお答えをいたしたいと思いをします。

保育所につきましては、現在、認可保育所といたしまして、市立の保育所12カ所及び社会福祉法人等による民間の保育所54カ所があり、市立、民間の区別なく、国の保育指針に基づき格差のない保育を実施しているところであります。また、保育料につきましても、保護者の所得等に応じて長崎市が決定いたしますので、市立保育所、民間保育所ともに同額になっているところであります。

そのような中にありまして、保育行政を進めるためには、行政責任の確保等を十分に配慮しながら、民間における保育サービスの提供が図られている事業については民間の活力を活用するという方針であります。

このため、多様化する保育ニーズがある中で、社会福祉法人の積極的活用により、延長保育や保護者の都合に応じ、在宅の児童を預けられる一時保育等の特別保育事業サービスの提供など効率的かつ的確に対処していく必要があると考えており、今回の民間移譲に当たっては、延長保育等の特別保育事業の実施を条件として移譲する考えでございます。

また、運営費で見ても、児童1人当たりの月額経費は、平成12年度決算ベースで、市立保育所の経費が民間保育所に対しまして約1.3倍となっていることから、社会福祉法人に移譲する方向で実施すべきものというふうに考えているところでございます。

次に、民間移譲をすれば、採算性の重視になるのではないかとのお尋ねでございますが、今回の民間移譲の計画は、社会福祉法人による運営を考えているところでございます。社会福祉法人は、社会福祉法に基づき社会福祉事業を行うことを目

的として設立されました公益法人でありまして、利益を追求する団体ではございません。

このようなことから、事業を促進するため、公有地の無償譲渡、低価の貸し付け規定もあり、税制にも免除の規定が定められているところであります。

また、保育所の運営に関しましては、保育士の配置数は国の基準によって定められており、保育所運営費の使途につきましても、その施設の運営のために限って支出するものでありまして、制度的に利益を追求するというものにはなっておりません。

また、民間では、採算性のために、定員を超えて入所させるのではないかとのお尋ねでございますが、国において、保育所への入所円滑化対策実施要綱が定められ、待機児童がある場合は、施設基準を満たした保育所において定員を超えて保育の実施を行うことができることになっていることにつきましては、柴田議員もご存じかと思いをします。

本市におきましても、この要綱の趣旨に沿いまして、保育所施設の実態を考慮しながら、この制度をできる限り活用いたしまして、待機児童解消に努めているところでございます。

次に、農林水産行政でございますが、長崎市におけるつくり育てる漁業の拠点の一つであります橘湾は、島原半島の南端の早崎瀬戸を介しまして有明海と通じておりまして、橘湾の潮流や水産資源などは有明海と深いかわりがあると考えられております。

このうち、水産資源につきましては、季節的にまたは成長に伴い、橘湾と有明海の間を移動回遊するカタクチイワシやあるいはクルマエビなどの魚介類も多いと言われておりまして、有明海的环境変化との関連は明らかになっていないものの、近年、橘湾における漁業生産量は有明海と同様、減少傾向で推移をしております。

このようなことから、昨年2月に、橘湾の漁業協同組合で組織いたします橘湾漁業振興対策協議会においては、県内の有明海沿岸の漁業協同組合で組織いたします南北高海区漁業協同組合長会と合同で、県に対しまして、有明海における漁業不振あるいは海況変化に対する原因究明及び調査海

域を隣接する橋湾にまで拡大するよう要望がなされているところであります。

さらに、昨年5月には、有明海沿岸の福岡、佐賀、長崎、熊本の4県知事により環境省及び農林水産省に対する有明海特別措置法の制定についての要請が行われておりまして、国におきましては、有明海再生のために、関係省庁が連携して調査を進めるとともに、立法化についての検討がなされていると聞き及んでいるところであります。

長崎県におきましては、橋湾漁業振興対策協議会等の要請に基づき、いまだ明らかになっていない有明海の漁業資源の回復対策へのデータを収集するための新規の県単独事業であります有明海漁場環境調査事業の調査範囲に橋湾を組み入れ、有明海において国が実施する調査事業と連携して、平成13年度から15年度までの3カ年間にわたりまず調査を現在、実施をしているところであります。この県単独の調査事業は、有明海の19カ所に加え、橋湾内の野母崎町と口之津町を結ぶ線上に3カ所、長崎市大崎町と南串山町を結ぶ線上の中央部に1カ所及び千々石町沖に1カ所の計5カ所の調査地点において、水温、塩分濃度、透明度、プランクトン量を調査項目として実施しているところであります。このうち、長崎市大崎町沖の1カ所につきましては、これらの項目に加え、環境変化の指標となります窒素・リンなどの無機物あるいは酸素を消費する有機物の量、海水中の酸素量、海底の土質、海底に生息する貝類等の生物及び魚介類の稚魚も調査の対象に行っているところであります。

初年度の調査は、既に昨年の4月、8月、11月及び本年2月の計4回実施しております。現在、初年度の調査データの取りまとめが行われているところでありますが、今後、季節変化あるいは年変動を調べるために、平成15年度までの3カ年計画で橋湾等の水産資源の回復に関するデータの収集と分析が行われる計画であるというふうに聞き及んでいるところであります。

本市といたしましては、この調査結果についての情報提供が関係漁業者等へ速やかに行われるよう県に要請するとともに、本市独自に取り組んでおりますヒラメ、クルマエビ、ガザミの大型種苗の放流あるいは藻場の造成、海底清掃等を引き続

き実施をし、漁場環境の整備・回復を基本とした施策を今後とも推進してまいりたいと考えておるところであります。

次に、平和行政についての質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、テロ事件を背景としたアメリカの外交姿勢の変化に対する見解についてお答えをいたします。昨年9月11日にアメリカにおいて発生した同時多発テロ事件は、極めて卑劣かつ衝撃的な無差別攻撃であり、決して許されるものではありません。また、その後の米国のアフガニスタンでの軍事行動は、さらなるテロ行為を防止するという立場から、国連決議を初めとする国際的な協調体制のもとに行われたものというふうに理解をいたしております。しかしながら、テロ事件を境に、特に、核兵器をめぐる問題についての米国の最近の動きについては、被爆都市として重大な危惧の念を持っているところであります。

C T B T（包括的核実験禁止条約）の批准を放置したまま、昨年11月に国連本部で開かれた第2回C T B T発効促進会議には欠席をし、12月には、ロシアに対し、A B M（弾道弾迎撃ミサイル）制限条約からの一方的脱退を通告し、ミサイル防衛構想の推進を明確に打ち出しております。さらに、本年2月14日には、初めて英国との共同による臨界前核実験を強行し、核爆発実験の再開を目指して、C T B Tの死文化を図ろうとするなど、核軍縮を進めようとする世界の潮流に逆行する独善的な姿勢をあらわにしております。

米国のこのような外交姿勢については、核軍拡競争の再来を招くおそれがあるとの重大な懸念を持っておりまして、被爆都市の市長として、あらゆる機会をとらえて抗議の意思を表明しているところであります。

また、アメリカのブッシュ大統領が核体制見直しの中で、イラクなど7カ国を対象に、非常時の場合の核兵器の使用計画策定と小型核兵器の開発を命じたとの報道が昨日なされております。この件に関しましては、当面、情報の収集と事実の確認に努めるなど、状況を見守ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今後とも、被爆地として、核兵器廃絶を目指す国際社会あるいはN G Oと連携をいたしまして、



一日も早いC T B Tの発効から核兵器の廃絶に向け、さらに努力を続けていきたいと考えておるところでございます。

次に、有事法制と地方自治体の立場についてお答えをいたします。

我が国では、昭和52年以来、日本への武力攻撃の事態に対応する有事法制の研究が進められてきましたが、昨年12月に今後の法整備に係る政府の基本方針が示され、具体的な検討が進められようとしているところであります。有事法制の立法化については、自治体や民間人の権利の制限などを初め市民生活に影響が及ぶことも考えられますので、一地方自治体の長として、私も重大な関心を持っておりますが、現時点におきましては、その内容が明らかになっておりませんので、特に見解を申し述べることにつきましては差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、アメリカ海兵隊の来崎問題についてお答えいたします。

去る2月14日と15日の両日、大分県日出生台演習場で実弾砲撃演習に参加している在沖縄アメリカ海兵隊員約160人が日本の歴史、文化に触れ、もって周辺地域社会に対する理解を深めるなどの目的で長崎市を訪問し、原爆資料館や平和公園などを見学しました。この件につきましては、福岡防衛施設局から直前に訪問計画の内容について連絡があり、長崎市として、治安上の対策も含めた事情の把握に努めたところでありますが、私服により団体で行動すること、また、福岡防衛施設局の職員が多数同行するなど、治安上の対応についても十分配慮がなされており、特段の対応は必要ないとの判断に立ったところであります。

なお、本市といたしましては、原爆資料館の見学については、被爆の実相を知り、核兵器廃絶への願いを理解していただく上から、できるだけ多くの方々においでいただくことが館の趣旨に沿うものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、市町村合併の問題でございます。

このことにつきましては、今回の代表質問、各党の皆様方それぞれに質問がございました。平成17年の3月までという形で時間が限られておりま

す。あと3年しかないということも、その裏返しをしますと、あと3年間あるということでございます。これまでの1市10町の長崎広域圏での活動のあり方、また、これからの合併が、やはり柴田議員もご指摘のように、合併というのは、これまでそれぞれの地方自治体の長年の歴史、文化、それぞれのかかわりがあるわけでございますので、やはりそれぞれの地方自治体の自治あるいは自主性、そういうものを住民を中心にして尊重しながら行うのが、これは当然だというふうに考えております。

そういうことも考えながら、3年しかないということでございますが、3年ある、そして合併した場合のプラス、合併しなかった場合のプラス・マイナス、そういうものをお互いによく、この任意合併協議会の中でお互いに議論をして、ある意味では、これまで各党の議員皆さん方がご指摘になりましたけれども、本音の議論をして、そして、そこに住む住民の方々が合併することはよかったな、あるいは合併しなくてよかったなというふうな、どういう判断をされるのかということ、これからお互いに熟慮を重ねてまいりたいというふうに思います。

それと長崎市の場合は、これはどこの地方自治体でもそうでありませうけれども、基本的には、これは一番大事なことでありますので、本当にあらゆる資料を情報公開しながら、そして、たくさんの皆様方のご意見を聞きながら着地点を見出すということが大事なことだというふうに思います。

私は、大きくなればよいというふうな、そういう考えではございませんで、これはかつて任意合併協議会に入る前のときに申し上げたことがあるんですけども、本会議ではございませんけれども、長崎市の場合は、中核市でございますから、このままの形でいこうと思ったら、皆さん方がご同意いただければいけるわけでございます。ただ、今までの経過等もありますので、特に、長崎地域広域圏との関係もございまして、特に、消防とか救急とか火葬場とか、一部の自治体とはごみの処理とか、あるいは下水道の処理とか、そういうものもございまして、そういうものをじっくりよく考えて、やはりお互いした方がいいですよと、そういうことを申し上げているわけでござい

まして、それと10年先、20年先のことを見据えて、少子・高齢化社会に入っていますので、福祉も大事でございますので、そういうものを見据えて着地点を見出しましょうねというお話をしているわけでございますので、この点は、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきますと思います。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

＝（降壇）＝

財政部長（白石裕一君）本市財政の現状と見直しについての市民生活や教育関係予算の適正配分についてお答えいたします。

本市におきましては、類似都市と比較して都市基盤の整備が遅れている中、平成元年の市制100周年を契機に、総合運動公園、市民総合プール、科学館、長崎ブリックホールなど大型施設の整備を積極的に進めてまいりました。これらの事業には、多額の経費を要することから、地域総合整備事業債など後年度に交付税措置のある、いわゆる有利な地方債を活用することにより、将来の財政負担の軽減を図るとともに、減債基金の繰り入れを行うことなどにより、行政各分野で均衡のとれた予算編成を心がけてきたところでございます。

これを款別の予算で見ますと、平成4年度から平成9年度ごろは総務費、土木費、教育費など、これら施設の建設に関連する費目が多額となり、予算に占める構成比も相対的にやや高いものとなっておりますが、全体としてはバランスを失したものでないと考えております。

公共事業につきましては、市民の方々の安全で快適な社会都市基盤の整備のために必要不可欠なものでありますが、大型事業が一段落した平成10年度ごろからは斜面市街地の整備、学校や公営住宅の建設、生活道路の整備など一層市民生活に密着した事業の推進を図っているところであり、投資的事業費の額も構成比も、ここ数年は減少傾向となっております。

今後も、第三次総合計画が目指す都市像の実現に向けて、ハード・ソフト両面にわたり総合的かつ効率的に事業を進めてまいりたいと考えており

ますが、特に、市民生活や教育など各分野において長崎市独自のソフト事業、夢づくり事業にあわせたソフト事業、市民本位のよりよいきめ細かなサービスの提供を柱とするソフト事業の展開に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、公債費比率健全化への取り組みについてお答えいたします。

地方債の償還及び利子の支払いに要する経費である公債費の一般財源に占める割合である公債費比率は、議員ご指摘のとおり、本市の場合、平成12年度決算で、危険の目安とされる20%を超える20.6%となっており、類似都市との比較でも最も高い方となっております。これはさきに申し上げました大型建設事業の積極推進に伴う市債の借入れが主な要因となっておりますが、この比率は、平成16年度ごろと考える起債償還のピークに向けて、さらに高くなるものと予想されます。

本市の公共事業につきましては、有利な地方債を積極的に活用していることから、元利償還にあわせて一定の交付税措置もございしますが、公債費の増加は市財政圧迫の大きな要因の一つであることは間違いございません。そのため、昨年策定いたしました財政構造改革プランにおいて、平成13年度から平成17年度の計画期間において、市債の借入れを減税補てん債や臨時財政対策債などの特例的なものを除き、各年度150億円以下とするとともに、本年3月20日には25億円の繰上償還を実施する予定でございます。また、数値目標としましては、平成17年度末までに、公債費比率を20%未満とすることとしております。

今後とも、市民生活に密着した生活基盤整備を進めながら、目標の達成に努力してまいりたいと存じます。

次に、ハコモノを含めた公共事業のグレードの見直しについてお答えいたします。

公共事業につきましては、本市の厳しい財政状況の中で、市民の方々にとって安全で快適な社会・都市基盤の整備という観点から、事業の緊急性、必要性を勘案しながら、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に事業を進めているところでございます。また、その実施に当たりましては、市民の利便性や快適性の向上とともに、地区の町並みや歴史性、観光都市としての基盤整備に配慮

し、地元とも協議を重ねながら投資効果を考えた整備に努めているところでございます。

さらに、コスト縮減の面では、平成13年度に策定しました公共工事コスト縮減対策長崎市新行動計画に基づき、従来の工事コストの縮減だけでなく、計画から建設・廃棄までの総費用を減額させるライフサイクルコストの縮減等の検討を基本的視野として取り組んでおります。

今後とも、ハコモノを含めた公共事業の実施に当たりましては、費用対効果を十分に踏まえた効率的実施に努めるとともに、優先順位の選択を行いながら、適正な執行に努めてまいるようにいたしております。

次に、食糧費、旅費の見直しについてお答えいたします。

食糧費、旅費などの行政経費につきましては、財政構造改革プランにおきましても、必要最小限度にとどめることを明記し、その削減を図ることとしております。

まず、食糧費につきましては、事務あるいは事業の執行上において、関係者との情報交換や意思疎通の円滑化のために、社会通念上、許される範囲で必要最小限の経費の執行を心がけております。その結果、執行額は年々減少傾向にあり、平成12年度の決算額は約2,200万円となっております。

また、いわゆる官官接待といわれるものにつきましては、極めて厳格に対処しているところであり、この数年、そのような経費は執行いたしておりません。

次に、旅費につきましては、平成9年度からの中核市への移行や地方分権に伴う国との協議及び職員の資質向上のための研修旅費などに一定の配慮を行いながら、事務事業の執行上必要不可欠なものを一件審査により厳しく予算査定を行っており、平成12年度の決算額は、海外旅費を含め約4億800万円となっております。

今後とも、同様の考え方によりまして、適正な執行に心がけていくことにいたしております。

以上でございます。

商工部長（石崎喜仁君） 2点目の不況対策についてお答えいたします。

まず、市の直貸し制度の創設について。

政府におきましては、本年2月27日、経済財政

諮問会議で総合的なデフレ対策を決定しており、その中の不良債権処理策として、1つ、金融庁による大手銀行への特別検査を厳しく実施し、早急に結果を公表することで3月期決算に反映させること。2つ、整理回収機構による不良債権買い取りを強化すること。3つ、資本増強を含むあらゆる措置を講じ、金融システムの安定を確保することを打ち出しております。

また同時に、貸し渋り対策として、信用保証協会と政府系金融機関に積極的な保証・貸し付けの実施、いわゆるセーフティネットを徹底することも盛り込んでおり、中小企業者の資金需要に応えられるよう一定配慮した内容となっていると思われれます。

本市の融資制度におきましては、現在12の制度があり、平成12年度の実績では106億円余りの融資実行があっており、中小企業者の方々の資金調達に貢献してきたものと考えております。今年度に入りましても、小企業振興資金、いわゆる小口資金等で融資実績が高い伸びを示している状況にあります。これらの制度は、その原資の一定割合を保証協会もしくは金融機関に預けることで、貸出金利を低利なものに設定しており、本市、金融機関、保証協会の三者の協調により円滑に運営されているもので、それぞれが地場の中小企業者の育成及び振興、ひいては地域経済の発展につながるの共通認識に立っているものと考えております。

新聞報道によりますと、不況の長期化などにより業績が低迷している企業に対し、支援を強化していく企業支援室を設置した金融機関もあると聞き及んでおりますので、今後とも、金融機関、保証協会との協調により、中小企業者の支援に力を入れてまいりたいと思っております。

なお、議員ご指摘の本市による直接的な融資制度を創設することは、元来、保証協会及び金融機関が行っている貸付先の審査、債権の管理を市が行わなければならない、的確な情報と、それらを判断できる組織体制の整備が必要であります。そのためには、多くの専門的知識を有する融資担当の職員を配置する必要があり、現在の行財政改革の中では、非常に困難であると考えております。

また、公金による融資であっても返済していた

だくことが前提となる以上、審査基準は、適正かつ厳正なものでなければならず、融資を申し込んでこられる中小企業の方々に対し、その可否については、市中の金融機関と同じ結果とならざるを得ないと思われま

す。このような理由から、本市が直接融資を行うことは、効率性等の面から困難であると考えておりますので、さきにも述べましたように、地場企業の育成が地域振興につながるとの共通認識のもと、本市融資制度の充実を図ることが重要であると考えております。

その一環といたしまして、平成13年度から新たに事業を起こそうとする方の運転及び設備資金に供するための中小企業創業資金を創設し、新規創業の促進を図っているところであります。また、既存の融資制度におきましても、個々の制度の内容を精査し、融資限度額の引き上げや融資対象等を常に見直すことで、その充実に努めてまいりたいと思

います。次に、中小企業者支援対策本部の設置についてお答えいたします。

本市における商店街・小売市場の現況把握につきましては、市内の全商店街及び小売市場に対し、毎年実施しております事業要望調査や大型店出店に伴う影響調査などにより、一定の現況把握に努めており、全体として景気の低迷による個人消費の伸び悩みやデフレの進行、競争激化などにより、厳しい環境にあると認識いたしております。

このような中で、本市といたしましては、商業の活性化を図るため、事業意欲のある商店街・小売市場を対象といたしまして、夜間の勉強会や研究会に担当職員が積極的に参加し、直接、商業者の皆様の生の声をお聞きしながら、問題解決に向けての創意工夫や自助努力を支援しているところでございます。

また、個別企業の支援につきましては、商工会議所、商工会が実施する小規模事業者が抱える諸問題に対しまして、専門家を直接派遣して実践的指導を行うエキスパートバンク制度や長崎県中小企業支援センターを核とした窓口相談事業、専門家派遣事業等が実施されており、本市におきましても、金融相談窓口を設置し、事業資金のさまざまなご相談に個別に対応しているところでござ

います。

また、現在、長崎商工会議所を初め長崎県商工会連合会、長崎県中小企業団体中央会等の商工関連指導機関が、商工部が所在しております商工会館内に事務所を一堂に構えておりますので、密接な情報交換はもちろん、諸問題に対する意見交換会も定期的に開催するなど、各機関との連携も円滑に行われております。

このような状況から、議員ご提案の支援対策本部の設置につきましては、現在のところ考えておりませんが、現下の厳しい経営環境を踏まえ、今後とも、商業者の皆様のご要望に耳を傾けながら、さらに、きめ細やかな支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

病院管理部長（岡田正憲君） 3番目の行政改革の基本的あり方について。その2の公立病院の患者給食の民間委託についてお答えいたします。

患者給食を改善するため、厚生省は昭和61年3月31日、医療法の一部改正により、直営の原則を廃止して外部委託を積極的に認めることを決定しております。また、これを受けて、厚生省健康政策局長より、病院における患者給食業務は、医療の一環としての患者給食という視点に立って、患者給食の質の向上と患者サービスの改善を目指して行われるべきものであるが、当該業務を病院みずから行うほか、病院の給食施設を使った代行委託を前提とし、病院の管理者が業務遂行上、必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、患者給食の質が確保される場合には、病院の最終的責任のもとで第三者に委託することができると通達されております。

そこで、本市といたしましては、給食業務を委託するについてのメリット、デメリットなどさまざまな方向から検討を行い、また、経営面においては一定の経済効果が見込まれること、患者サービスについては低下を招かないよう法的整備もされていることから、現在の患者給食の質を維持し、もしくは向上させることができるものと判断し、行革大綱に基づいて、平成12年度より成人病センター、平成13年度より市民病院の給食業務を民間委託したところであります。

議員ご指摘のとおり、病院の患者給食は治療の

一環であり、公共性を有することは子どもも十分に認識しているところであり、患者本位の給食サービスの確保を図りながら、経営感覚に立脚した民間活力の積極的な活用を行っているところであります。

今後も、行革大綱の理念に基づき、給食業務の委託に当たっては、民間企業の経験や実績、信用度等を慎重に見極めつつ、衛生管理を含む管理体制の強化や受託業者への指導の徹底を図るなどして、より一層の患者サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 教育行政についてお答えいたします。

まず、1点目の市内小中学校の不登校の現状と対策についてであります。

本市における年間30日以上欠席の不登校児童生徒数は、全国的な状況と同様に増加傾向にあります。平成12年度では、小中学校合わせますと529人となっております。

市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒に対し、学校、関係機関との連携を図りながら対策を講じているところでございます。

スクールカウンセラーの配置事業についてでございますが、年々、中学校を拠点としてふやしており、今年度は小学校7校、中学校9校となっております。スクールカウンセラーを配置した以外の中学校22校には、心の教室相談員を配置し、生徒の相談相手として、支援・援助活動を行っているところでございます。

また、教職員に対しましては、具体的な事例に即した学校教育相談研修会を実施するなど、不登校児童生徒の学校復帰を支援しているところでございます。あわせまして、学校適応指導教室では、個別のチェックリストを使いながら、再登校へ向けての具体的な到達目標を設定し、児童生徒への支援を行っているところであります。

また、保護者への援助といたしましては、第1に、校長会、教頭会、生徒指導主事部会等を通して、学校、家庭、関係機関、本人等の努力によって、不登校のかなりの部分を改善、解決できるという視点を踏まえまして、学校に対して、不登校に悩む保護者の支援・援助を継続して行うよ

う指導しております。学校も家庭訪問などを通じて児童生徒、保護者への支援を行っているところでございます。

第2に、教育研究所では、不登校児童生徒及び保護者に対しまして、電話相談、来所相談、家庭訪問を実施しているところであります。

第3といたしまして、特に今年度は、出かける相談の必要性を感じ、カウンセラーを依頼のあった学校に派遣し、児童生徒、保護者のカウンセリングを始めたところでございます。

第4といたしまして、PTAに対しましては、各学校のPTA研修会や家庭教育学級への講師の派遣を行えるよう不登校に対しての理解・啓発に努めているところであります。

以上のような取り組みの結果、不登校児童生徒の中には、完全登校や相談室・保健室登校など学校復帰を果たすものが約半数となっております。加えまして、平成14年度には、新規事業として予算を計上し、ご審議をいただくことになっておりますが、その内容といたしましては、不登校児童生徒の自立を促し、学校生活への適応を図るため、教育分野に専門的な能力を有する社会人を学校や家庭に派遣するメンタルフレンド派遣事業があります。さらに、引きこもり児童生徒の話し相手として、大学生等を家庭に派遣するヤングアドバイザー派遣事業を実施しようとしているところであります。

また、教育研究所のカウンセリング事業でも臨床心理士を2名から4名に増員し、相談体制の充実を図るなど保護者への対応と不登校児童生徒の解消に向けて鋭意努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の30人学級の促進についてお答えいたします。

平成13年4月1日から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法が一部改正をされました。同法の施行により、児童生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合については、都道府県教育委員会の判断により、国の定める標準人数である40人を下回る数を特例的な基準として定めることができるようになりました。

議員ご指摘のとおり、幾つかの県では、低学年

を中心に30人程度の学級を編制し、実施する計画があると聞いております。しかしながら、長崎県におきましては、従来どおり、標準の40人を編制基準として教職員の配置がなされている状況でございます。

一方、本年度からスタートいたしました第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画では、今後5カ年間で小中学校に2万6,900人の教職員が増員されることとなっております。

したがって、市教育委員会といたしましては、県の編制基準で学級編制を行っているところではあります。児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導が展開できるよう、これまで加配教員の増員を継続して要望してまいりました。本年度は、小中学校で合わせて昨年度より16人多い111人の加配教員が配置をされている状況でございます。次年度も、加配教員の増員について県教育委員会に要望をお願いしているところでもございます。加配を受けた学校では、児童生徒の興味関心に応じたテーマ別に、あるいは学習の理解の程度や習熟の程度に差が生じやすい教科において、20人程度の少人数による授業やチームティーチングによる授業など個に応じた多様な学習が展開されております。

また、緊急地域雇用創出特別交付金事業によりまして、3学期から市内の小学校1年生で児童数30人以上の学級を有する学校を対象に、教員補助者を県教委より21人配置をいただいております。さらに、同事業による市雇用といたしましては、市内小中学校に、合わせて40人の教育補助者を配置しており、来年度も継続をお願いしているところでございます。

今後も、このような実績をもとに、個に応じたきめ細やかな指導の実現が図られるよう教職員の配置改善につきまして、全国都市教育長協議会や8市教育長会等を通して、文部科学省及び県教育委員会に継続して要望してまいりたいと考えております。

次に、3点目の完全学校週5日制についてお答えいたします。

本市では、教育改革の一環として、本年4月から完全学校週5日制が実施されるに伴い、施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、市長を本

部長とする長崎市学校週5日制推進本部を昨年12月に設置をし、学校週5日制推進にかかわる基本方針を策定いたしております。

この基本方針に基づきまして、地域において子どもたちの居場所を創出するための体験的な活動ができるように、長崎らしさや地域の特色を生かした活動メニューを作成いたしました。さらに、これまで第2・第4土曜日に実施をしておりました学校施設の開放や中学生以下の幼児、児童生徒に対する教育文化施設等の無料開放につきましても、長期休業中を除く全土曜日に拡充するとともに、新たに無料開放する教育文化施設等の拡大を図ることといたしております。今後に向けて、市関係部局が連携を取りながら活動を推進してまいります。

さらに、具体的な推進に当たりましては、小学校区ごとに学校週5日制推進会議を開設し、PTAや育成協、子ども会育成会、自治会等校区のすべての青少年育成に係る団体とともに連携を図りながら事業の計画及び活動を進めてまいりたいと考えております。

また、地域社会の教育力の向上や、より一層の体験活動を推進するため、青少年健全育成活動事業の拡充について予算の計上をさせていただいております。

各公立公民館で、土曜日に小中学生を対象としたものづくりやボランティア活動、自然体験活動など直接体験活動を目的とした青少年生き生き講座の増設をするとともに、新たに青年の家や科学館などの社会教育施設にも同講座を開設することにいたしております。

議員ご指摘の地域においての子どもたちの居場所づくりについてであります。育成協、子ども会育成会、自治会等を初めとする地域の育成団体の努力により、休日における子どもたちの活動の場は、「地域の子は地域で育てる」の合言葉のもと、地域の人々のボランティア活動により整備をされてきております。

今後、子どもたちの諸活動を支援する指導者の育成や広報啓発活動の一層の充実を図り、地域における子どもたちの休日の過ごし方については、その選択の幅を広げるために、さまざまな活動のメニューを創出し、施設の開放に努めてまいりま

す。

また、地域における子どもの体験活動を支援し、情報提供を行う手段として開設しております長崎市子どもセンターを継続いたします。これは学校休業日などに開催される体験活動や子育て支援に関するの情報等を社会教育施設、育成協などから収集し、情報紙「アニメートプログラム」に掲載して、年3回発行いたします。この情報紙を保護者や子どもたちが、漏れなく手に入れられるようにするため、郵便局や銀行などに置いたり、直接、小中学生の保護者や幼稚園、保育所などにも配布をいたしております。また、子ども会活動の一層の充実を図るために、子ども会相互の交流を推進するため、子ども会交流推進事業を行ってまいります。

今後とも、学校週5日制の趣旨を生かすよう関係機関・団体と一層の連携を図り、青少年の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

水産農林部長（井上 功君） 5.農林水産行政についてのうち、(1)本市における農業の現状と今後の課題についてお答えさせていただきます。

柴田議員ご指摘のとおり、長崎市の農家戸数は、2000年農林業センサスによりますと2,379戸であります。このうち認定農業者は、本年2月末現在で131名であります。

認定農業者への支援策といたしまして、国においては、低利の融資制度や認定農家への規模拡大に対する優先的な配慮などの制度があります。

長崎市におきましては、平成13年度に担い手農家支援特別対策事業の創設や農業活性化特別支援資金の拡充を行ったところでございます。

事業の実施に当たりましては、担い手農家支援特別対策事業については、おおむね3分の1以上の認定農業者が事業に参加されることを条件としておりますが、残り3分の2の方々につきましては、現在、認定農業者でなくても事業への参加ができるように配慮しております。

なお、これらの方々につきましては、自己の将来の経営目標や経営計画を立てていただくよう指導をしているところであります。

また、高齢者や後継者がいない小規模な農家の方々の多くは、生産量が少ないため、継続的な市

場への出荷が困難な農家であります。このため、現在、市内各地にあります直売所を通じて農作物が販売されている状況にありますので、今後とも、直売所建設の支援を行い、都市型農業の特徴であります消費者と顔を合わせる農業を推進してまいりたいと考えております。

なお、本市の農業は遊休農地の増加などが多くの課題を抱えておりますが、農地の保全という意味からも、農家の経営面積の多少にかかわらず、多くの農家の方々を支援できるようにしてまいりたいと考えております。

次に、野菜の振興策でございますが、議員ご指摘のとおり、就農者の高齢化や担い手不足等により、野菜の生産は全般的に減少しております。特に、生姜、パレイショ等農作物に労力を要する野菜につきましては、10年前と比較して栽培面積は半減している状況にあります。また、価格の面においても、単価が安いことも栽培農家が減少した要因ではないかと考えられます。

このような状況の中、野菜の振興につきましては、農協等関係機関と協力し、農作業の省力化等あらゆる方策に取り組んでいるところであります。特に、本市の振興品目でありますイチゴにつきましては、収穫時において腰への負担が大きいと、一時は栽培面積の減少も懸念されましたが、腰に負担がかからないタナ式栽培の試験に取り組み、現在では、県の補助事業に採択されております。もちろん、市単独事業であります担い手農家支援対策特別事業においても、タナ式栽培の普及を図っているところであります。

さらに、本市で行っておりますイチゴウイルスフリー育苗施設につきましても、イチゴ栽培農家へ安定した苗の供給を行っており、収穫量の増加、品質向上の面においても、その役割を十分果たしているものと考えております。

また、軽量で取り扱いやすい本市の推進品目でありますアスパラガスにつきましては、収穫が安定せず、1つの課題となっておりますので、長崎農業改良普及センター等関係機関と一体となって収穫増加のための試験研究を実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも、決して恵まれない本市農業の立地条件を克服するため、さ

きに述べた品目以外に、ネギ、ハウレンソウ等少量多品目により収益性の向上を図り、消費者のニーズに応えた新鮮で安全な地場農産物を農産物直売所等で供給するとともに、端境期を極力なくすよう周年栽培体制を確立し、農家の所得向上と地域の特色を生かし、本市農業の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

市民生活部長（妹尾芳郎君） ご質問第6項目目の市民生活と高齢化社会についてのうち、第1点めの国民健康保険事業の運営と資格証明書の発行についてお答え申し上げます。

国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助でなり立つ社会保険制度であり、その財源となる保険税の収納確保は、国保制度を維持していく上で、また、被保険者間の負担の公平を図るという観点からも極めて重要な課題でございます。

こうした中で、平成12年度から介護保険の導入を機に、保険税滞納者に対する実効的な対策を講じる観点から、保険税を滞納している世帯に対して、災害その他政令で定める特別の事情があると保険者が認める場合を除き、保険者は被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書の交付を行うこととされたところであります。

資格証明書は、平成12年度の第1期の納期限から1年を経過しても、なお保険税を納付しない場合において交付が義務づけられておりますが、資格証明書の交付については、老人保健の対象者、原爆被爆者及び厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者は適用を除外されており、また、災害等の特別の事情がある方については、その旨の届出書を提出していただき、さらに、特別の事情が認められなかった場合等においては、弁明の機会を付与するなど、やむを得ない事情の考慮することとなっております。

本市においては、昨年10月1日に377世帯に対して資格証明書を交付いたしました。その状況につきましては、平成12年度の第1期の納期限から1年を経過しても保険税を納付していない世帯が2,564世帯、そのうち国保資格喪失・国保税納入などにより非該当となった世帯が705世帯、老人保健法等による適用除外世帯が183世帯、また、納税相談等実施の結果、保険税を納付できない特

別の事情があると認められる世帯が1,299世帯となっており、最終的に先ほど申し上げました377世帯に資格証明書を交付した次第でございます。

なお、資格証明書交付後に、特別の事情に該当したり、滞納税額の納付などの事情により資格証明書から被保険者証へ変更となる場合があり、本年1月末での交付世帯数は309世帯となっております。

また、今後の予定といたしましては、平成12年度の第2期以降の納期限から1年を経過している滞納世帯を対象に、3月下旬の交付を予定いたしております。

資格証明書の交付に際しましては、納期限から1年を経過したことをもって画一的に交付するのではなく、その世帯の生活状況等を十分に把握し、特別な事情を勘案した上で、国保税の負担能力があるにもかかわらず、督促や催告を行っても納税相談や指導に一向に応じないような、いわゆる悪質滞納者に対して交付することといたしており、資格証明書を交付することにより診療費が支払えず、医療機関等を受診できないなどのケースを極力つくらぬよう事務をとり行っております。

今後とも、資格証明書の交付に当たっては、十分検討を重ね、慎重に対応してまいり所存でございます。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 介護保険料の減免基準の明示についてお答えさせていただきます。

本市における減免制度につきましては、国が示した条例準則等を受けまして、災害、疾病、失業、農作物の不作等の4つの事由と本市独自に特別な事情があることを加えた5つの事由のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することといたしております。そのうち、その他特別の事情があり必要と認めた場合の具体的な適用対象につきましては、同じ社会保険である国民健康保険との整合性を十分に図った上で、個々の具体的な事情に即し納付能力が認められないと判断された場合に限り、必要に応じた減免を行う制度を昨年4月から設けているところであります。これにつきましては、本市介護保険条例及び介護保険に関する規則において、その事由等を規定し、事務処理等の細目につきまして



は、事務要領に従い、事務処理をとり行っているところでもあります。

このように、減免制度は、個々の具体的な事情に即し納付能力が認められない場合に限り行うもので、一定の基準を設け一律に行うものではないこと、また、国における保険料減免に対する考え方の中で、一律の減免は行わないとされていること、さらに、介護保険は社会保険方式であり、原則はすべての方に保険料をご負担していただく制度であり、この減免制度は、あくまでも例外規定として取り扱っているものであります。

そこで、お尋ねの介護保険料の減免基準の明示につきましては難しいと考えております。しかしながら、本市の減免制度の概要を各個人へ送付させていただき納入通知書及びこれに同封させていただきパンフレット等へ記載することにより周知を図るとともに、制度説明会を初め、市政と暮らしの出入講座や広報ながさきへの掲載等できる限りの広報に努め、引き続き市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、低所得者に対する介護サービス利用料の軽減についてでございますが、国が示しました介護保険法の円滑な実施のための特別対策に基づき実施されております低所得者に対する利用者負担の軽減措置等の取り扱いにつきましては、本市におきましても、国及び県の補助を受け、同様に対応を図っているところであります。

その具体的内容は、一つ、所得税非課税世帯であって、介護保険制度施行日前のおおむね1年間に、訪問介護（ホームヘルプサービス）を利用していた高齢者について、訪問介護に係る利用者負担を制度施行後3年間、3%とし、平成15年度以降、段階的に引き上げ、平成17年度から10%とするとなっております。また、所得税非課税世帯であって、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方について、若年障害者の取り扱いに関する結論が得られる平成16年度までの間、訪問介護に係る利用者負担を3%とするというもので、この特別対策の趣旨は、介護保険導入に伴う負担の激変緩和の観点から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じようとするものでございます。

そこで、お尋ねの件についてでございますが、

介護保険制度では、給付と負担の関係を明確にすることから、また、サービスを利用する者としないう者との負担の公平、さらにはサービス利用についての費用意識の喚起等の観点から原則として、介護サービスに係る費用の10%をサービス利用者にご負担いただく制度となっております。

したがって、介護保険制度を円滑に実施するために設けられた経過措置である特例措置を恒常的に他のサービスも含め拡大して実施していくこと等は、介護保険制度の根幹にかかわる問題であり、本市といたしましては、低所得者の方に対する利用者負担の軽減につきましては、現在示されている制度を十分周知し、活用を図る中で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市計画部長（松本紘明君） 10番のバス空白地域の乗合タクシー運行に伴う諸問題についてであります。本市の代表的なバス空白地帯であります丸善団地地区、矢の平・伊良林地区の2地区におきまして、昨年10月19日より12月31日までの期間で、乗合タクシーによる試行実験を実施いたしました。

現在、試行実施中の利用状況やアンケート調査結果をもとに、運行事業者、関係自治会との協議を進めているところであり、運行内容を充実させて、平成14年4月から本格的に運行させたいと考えております。

バス空白地帯への乗合タクシーの導入に伴う市の助成についてのご質問でございますが、試行実験等により一定の乗客が確保でき、地域住民の生活の足として、利便性の向上に寄与できる場合は助成を行い、バス空白地帯の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

42番（柴田 朴君） 質問の内容が多岐にわたります。いろいろと答弁の皆さん方も大変ご苦労さんでした。

まず、私は、公立保育所を民間保育所に移譲するという問題で、市長は、社会福祉法人だから、これは利益を上げる団体でもないし、今後とも安心して任せることができるのではないかと、そういうふうな考え方でございますけれども、私は、今の民間保育所というのは、社会福祉法人である

けれども、やはり運営費、その金の問題を無視しては運営できないと、そういう関係が厳然とあると思うんです。だから、先ほど市長の答弁の中で、公立保育所は1.3の割合で予算、金が要ると、いわゆる普通の保育所が1の場合にですね、私立の保育所が1の場合に、公立は1.3と、非常に割高になると、こういうふうなことを指摘をされましたけれども、これは公立保育所の場合は、例えば時間の延長とか、いろいろな問題その他出てきても、一定、市の方で金を何とか出すということが出来るわけなんですけれども、民間は、それが非常にできないというふうな状態に置かれております。

私が今度いろいろ状況を調べてみまして、例えば、児童福祉法に基づいて、児童1人当たりの面積とか、いろいろなものがありますけれども、そういうふうなものが本当に満たされているかということを厳密に追及すると、満たされていない。なぜかという、多くの保母さんたちの意見を聞いても、たくさんの荷物があったりですね、いろいろなことで、子どもたちの遊び場とか、いろいろなものは現実的には縮小されてしまっているんですね。あるところでは、寝るところがないから布団棚に寝せるとか、そんなこともやらざるを得ないんですよ、今の定員外を収容するために。そういうふうに公共性がずっと無視されてくるというふうな状態があるわけなんです。

だから、長崎市の場合には、幸いなことに民間保育所というのが歴史的に非常に多いですね、54カ所。これは類似都市を調べてみると、ほとんど類似都市では、半分以上は公立保育所が多いところが圧倒的に多いんですよ。やはり長崎の一つの歴史性だなと私は思うんですが、キリスト教とか、いろいろなそういう宗教団体とか、そういうボランティアから出発をした保育所活動というものがあつた一つの底辺があると思うんです。

だから、そういう意味では、私は、12カ所の公立保育所というのは、今直ちにそれを民間に移譲するのではなくして、54もあるそういう私立の保育所の日ごろの運営のあり方、そういうふうなものの手本にすべきだと思うんです、この12カ所の公立の保育所は。言ってみれば、民間の保育所がそれ以上条件を切り下げられないように、防波堤

の役割を、この公立保育所に果たさせるべきだ。そういうふうなことを考えないと、あなたがおっしゃるように、社会福祉法人だし、だんだん民間の企業も成熟をしてきていると、そういうふうなことは、一般的には、そういう見方はできても、現実には、私は成熟しているという状態ではないと。それは市長が、具体的に民間の保育所に定員外にもいっぱい押し込んでいる状況を見てごらんなさい。荷物をあっちにもこっちにも置いて、本当に子どもたちが休めるところというのもないような保育所もあるんですよ。その辺をどう考えるのかという問題が横たわっていると思いますよ。

私は、この問題が起きて、そして茂木と福田と2カ所ですが、これが非常にたちまち一般市民の問題になって、もう8万ぐらいの署名が短期日のうちに集まっているというのは何を物語っているのか。市長もこれはご承知のとおり、児童福祉法の中では、やはり相当厳しい規定があると思うんです。そういうふうな児童福祉法の立場を考えても、これは簡単にそういうものを私は民間に移譲してもらっては困ると、そういう点は、ぜひ再検討してほしいというふうに考えております。子どもたちの育児とか子どもたちの成長というのは、児童福祉法では、やはり国と、そしてその親ですね、両親が等しく責任を課せられているわけなんですから、行政というのは、そういう意味での責任を強く持っているということを目指しておきたいというふうに考えます。

それから、農林水産行政で、これは市長も回答の中で触れましたけれども、やはり橘湾と有明海の間を移動回遊するカタクチイワシとかクルマエビとか、それから魚介類があると言われていましてね。それは、あなたの答弁の中でも出ましたけれども、そういう回遊している魚が橘湾と有明海を行ったり来たりしているんです。そういうふうな状況の中で、有明海と同様に橘湾も漁獲量がずっと減ってきている。そういう点は重視をすべきだと私は思うんです。だから重視をしたから、県の方にもお願いして調査を依頼しているということですが、私は、県知事は諫早干拓というものを進める立場にあるんですから、これは、あなたたちが今、調査を依頼しておりますと言っても、わざと調査がおくれることはあり得るわけ

すよ。橋湾とも関係がありますということを発表するということになれば、また、これは福岡や佐賀だけではなくして、長崎市も立ち上がらなければいかんということになるわけですから、そういう意味では、私は、今のままでは、なかなか県は、この橋湾の影響をしているかどうかという回答は出さないだろうと思うんですよ。

その点について、やはり市長は、知事と会ってでも、この点ははっきりさせないと、長崎市は、あそこに50億円も60億円も投資をしてですね、やはり育てる漁業の拠点として、我々は守っているわけですから、その点では、非常に当局の対応というのが、私は生ぬるいんじゃないかと、余り請求もしないんじゃないかと思うんですよ。私が委員会で指摘してから相当な日時が経過しておりますが、そういうふうな点を指摘しておきたいと思うんです。

それで、この点は、ひとつ市長の決意ですね、とにかく知事ともう一回会ってみようと、そういうことも含めてお答えをいただければというふうに思います。

それから、不況対策で商工部長からもお答えをいただいたんですが、私は今、貸し渋りというのが金融庁の指導で相当銀行の態度というのが変わってきているでしょう。私に言わせれば、銀行法を逸脱した銀行の運営がされていると思うんです。そういうふうな情勢のときに、やはり行政が余り物を言いきらないと、銀行業務を阻害してはいかんという立場から物を言わないんですよ、行政が。しかし、一方の銀行は、それこそ銀行法そのものを守っていない、そういう態度で今、業者にあたってきているのではないですか。前々までは、決算が赤字であってもですよ、それは、その企業が日ごろ努力をしていると、そして非常に有能な企業だということであれば、決算が赤字であっても融資をするという態度をとっておりましたよ。今は、絶対赤字だったら融資をしないと、こういうふうなところまで徹底しているんですよ。

だから、やはり業者はサラ金とかローンとか、いろいろなものに走る。そういうふうな銀行業務が曲げられているときに、なぜ行政が物が言えないのかと私は言いたい。

私が今度調べてみると、例えば長崎市は、積立

金だけでも360億円以上あるわけですから、十八銀行だけでも、これは223億円ぐらいのお金をずっと預けているんですよ、十八銀行に223億円。それから、親和銀行は約150億円ぐらいをずっと預けているんです。そういうふうな大きな金を預託をしながら、一方では、そういうふうな業者を守る立場での物が言えないと、こういう点は、非常に私は残念に思うわけなんです。だから、銀行が、やはり当たり前の銀行法に基づいた仕事をしているときには、他の行政がそれに介入することはできないと私は思います、それは遠慮しなければいけないだろうと。しかし、銀行そのものが今、銀行法を破って勝手なことをやっているのではないですか。そういう場合に、もっと業者をだれが守るのか、そういう点を考えてほしい。

だから、私は、そういうふうな貸し渋りというのがある場合に、長崎市が積立金から30億円でも40億円でも取り崩して、そうして直貸しを設けなさいと、市長は、前回のそういった私たちの要求に対して、そうすると銀行業務のようなことを、また市役所の職員以外にやらなくては行けない、それができない。こういうふうなことを言っております。東京あたりでは、これを中小企業診断士が代役をして、そういう直貸しを応援しているんです。だから、私は長崎でも、例えば銀行のOBとか、いろいろな人たちを雇って、そういうふうな臨時で協力をしてもらって、そういう専門の人があるわけですから、やっていいではないですか。そういう点をひとつ、今後、検討をすべきではないかというふうに考えております。

それから、国民健康保険の問題で、先ほど部長からお話がありました。私は、資格証明書というのは、これは資格証明書で病院にかかったら全額窓口で払わなければいかんわけですから、お金を。結局は、かからないんですよ、資格証明書所持者は。病院に行かない。その辺の置き薬で我慢すると、こういうふうな状態になっておりますね。そうすると、国民健康保険というのは、これは一つの日本では社会保障なんですから、そういう社会保障の権利まで取り上げてしまっているというふうな状態があると思うんです。

だから、あの当時の宮下厚生大臣ですか、あの人が国会の中で答弁しているのは、非常に悪質な

場合と、悪質な場合というのは、例えば財産があるのに財産を他人の名義にして隠したり、そういうことをやっている悪質者に対しては徹底的にやりなさいと、こういう指導でしょう。今の長崎市内の少なくとも、こういう該当者、そういう人たちは、私は、そんな財産まで隠してやるような人たちではないと思うんですよ。この人たちと話してみると、もう何でも差し押さえるものがあつたら差し押さえてほしいと、そういうふうな心境の人たちなんです。

だから、30人も相談員というのがおるんですから、私は、そういう人たちが、むしろあなたたちが1回も相談に来んとか、いろいろなことを言っていますけれども、それは相談に来ないことも悪いです。しかし、私は、相談に来れない人たちのところに30人の相談員が手分けして行って、そうして、その実態というものをつかむべきではないか。そういう点が欠けているのではないかというふうに思っています。

また、介護保険の問題につきましては、これは私が、いわゆる減免の内容を明示しようと、今どこに行っても、一つの要綱的なものをちゃんと、こういう場合には、こういう減額をしますということを書いて、やはり要綱を示しているんです。今は情報化の時代でしょう。情報公開の時代ですから、そのくらいのことはやるべきではないか。現に課長と話したときにも、あなたたちはどういうものを持って日常の仕事処理しているのかと言ったら、ちゃんと私に要綱を持ってきて見せましたよ。そういうものがあるんですから、それを見れば、なるほどと、そしてこれは、人が見ても何も誤解をするような内容は一つもないんです。むしろ見せた方が公正な適用ができるわけです。なぜ、それができないのかという点では、私は、ちょっとあなたたちのやり方を変えてほしいなというふうに思っております。

それから、平和の問題では、市長がテロ事件後のアメリカの外交の姿勢の変化、こういう点では、市長も非常に厳しい認識を示していることを市長の言葉として受け取りました。私は、だからですね、やはりアメリカの今やっていることというのは、もうひとりよがり。アメリカだけが正しいんだという態度が今いろいろなところに出てきてお

ります。

だから、最近のアフガンのああいう爆撃が連続して進んでいるという状態の中で、ヨーロッパの諸国からまで批判が出てきていると、フランスその他から。そういう状態になってきているわけなんです。そうして、今度のああいう7カ国を、さらに敵対視したような核兵器の配置を支持すると、こういうことになると、これは何をか言わんやなんです。

せんだって、ブッシュ大統領がアジアの3国を訪問しました。やはり、日本の小泉首相だけは、非常に1から10まで、ブッシュ大統領を尊敬するような発言しかしていないんですけれども、隣の韓国に行ったときには、金大中、あの大統領から相当、ブッシュ大統領の考え方というのは批判をされている。そして「いさめられた」という言葉のある新聞は書いておりますよ。だから、彼の発言もちょっとトーンダウンしたと。あるいは中国に行っても、江沢民との話しの中で必ずしも歓迎されていない。そういうふうな状態が出てきていると私は思います。

したがって、そういう意味では、やはり日本政府も、もっときちんとした自主的な外交というものをやる必要があると私は思います。その点を被爆地の市長は、やはりよその市長が言えないことを被爆地の市長は堂々と言えるんですよ。言っても政府は何もとがめない。そういう状態にあるんですから、思い切って、ひとつ発言をしてもらいたい。

それから、海兵隊の入市について、これは私が言いたいのは、この海兵隊の人たちというのは、やはり沖縄でもいろいろな事件を起こしている人たちなんです。若い人たちが、やはり長い間、自分のふるさとを離れて、こういう状態にあるから、その気持ちは私はわかりますよ、いろいろなストレスがたまる。そういう人たちがいろいろな事件を起こしてるでしょう。特に、海兵隊が多いんですよ。だから、大分とか別府とか、あの周辺の観光地は、来てもらっては困るという張り紙をほとんどこう出している。こういう状態なんですね。だから、長崎に私は来たんじゃないかなと。被爆地長崎に来るのを市長が「これは一般の市民だから歓迎しますよ」では、そういった核兵器に対し

て、核実験に対して厳しく抗議をしている市長の態度としては、ちょっと私は寂しい思いをします。それはそれ、これはこれではなくして、海兵隊のこういう人たちの行動というのは、最先端でアメリカのそういった指導を受けているわけでしょう、アメリカ政府の。そういう人たちなんだから、もう少しきちんとした被爆地の対応をしてほしいと私は思います。

佐世保の市長が今度、こういうテロ事件が起こってから、今まで原子力潜水艦が入るときとか、いろいろな弾薬を陸上輸送するときとか、佐世保市でも大体、事前に通知があっていたのが、このテロ事件後、余りやらなくなった。あるいは通知をしても、それを市長は市民には公表しないでくれと、こういうふうな制限が加わってきているわけですね。それに対して、佐世保の市長は、先日、もうアフガンの問題も落ちついてきておるんだから、いろいろな事前の情報というのをきちんとしてもらって、私も市民に対して、それは公表したいと、そういうふうに堂々と言っているわけなんですね。そのくらの考え方というのは、私はあつてしかるべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺については、もう一度、ご答弁をいただければと思うんです。

教育問題については、いろいろと教育長からご答弁をいただきました。私は、やはり週5日制の問題一つをとってみても、これは今の子どもたちが本当に居場所がないと言われるように、非常に追い詰められている。そういう子どもたちにゆとりを与えようと、少し。そういうことが大きな気持ちとしてあるわけです。ところが、矛盾があるのはですね、一方では、学習指導要領というのがあります、この学習指導要領では、そういうふうな立場でとらえていないんですよ。だから、学習指導要領は5日制になっても、これはずっと従来のものを詰め込んでしまっている。そして、2日間休むということだって、一方では、学習指導要領が全然、そういう配慮がなされていない、むしろ子どもたちを締めつけるような役割でしょう。そして、そこで表面的だけ5日にしようと。しかしながら、また学校に行くと、今度は、余分に押しつけられてくると、こういうふうな関係が私はあると思います。

だから、根本的には、5日制を本当に実のあるものにするならば、学習指導要領そのものを見直さなければならない。そういう関係に置かれていると思うんです。だから、そうでないと、子どもたちは、もう少しゆとりを持たなければいけないのにゆとりがない。ゆとりがないから、私は、子どもの発達成長段階で歪みが起こってくると、こういうふうな状態になっていると思うんです。したがって、その辺をもっと、やはり私は教育委員会では検討を深めてほしいと思います。

不登校の状態では529名と、こういうふうに報告されまして、これは必ずしも長崎市も他の都市と比較して、私は少なくない、多い方だと思っております。それだけに、やはり今度の30人学級の問題とか、あるいは5日制の問題というのは、もっと掘り下げた体制が必要ではないか。長崎の県の教育委員会がですね、この30人学級でどういう議論をしているのか、そういう問題も含めて、私は、教育長の説明というものをお聞きしたいというふうに思っております。

それから、市町村合併の問題についてでありますけれども、これは市長もおっしゃいましたように、やはり最終的には、そういう住民の意見とか、いろいろなものを慎重に聞きながら判断をしたいというふうに答弁をされたわけですけれども、私は、今の市町村の合併問題というのは、どこから見ても尋常ではないと、本当にやはり政府が行革と裏表の関係で押し出してきているというところに、全国町村会の会長さんたちが言うように、町村会がなかなか政府のやり方をわかったという状態になってないんですよ。だから、いまだに129の市町村しか、いわゆる法定合併協議会に参加していない。3,200もある市町村の中で、その程度のものしか参加できないというのは、いろいろなこれは疑問がそこにはあると思います。

福岡県のような大きいところでも、わずか2カ所ぐらいでしょう、法定合併協議会ができたのは、それは県は非常に慎重だと、あの山本町村会長は言っておりました。私は、そうあるべきだと思うんですよ。

長崎は非常に小さい県だけれども、もう4カ所も5カ所も法定合併協議会を進めてやっているけれども、離島も含めて非常に問題のある内容がた

くさん含まれているとは思っております。

そういう点でも、私は、非常に町村合併の行方というのは慎重であるべきだというふうに考えているわけです。

一応、そういうことを申し上げて、市長からも、特に平和の問題、あるいは水産業の問題では、もう一度コメントをいただきたいと思っております。

それから、市民生活の問題では、介護保険の減免の基準を明示することについては、私は、どうしてもこだわりたいんですよ。福祉部長の発言をもう一回いたしてください。

それから、教育行政では、先ほど申しましたけれども、5日制もいいですけれども、その前の、やはりそういった学習指導要領の見直しというのは、どういうふうに考えているのか、その点についても、ひとつご意見を賜りたいと思っております。

議長(鳥居直記君) 質問者にお尋ねをしますが、残された時間はわずかでございます。答弁者を指名してください。

42番(柴田 朴君) 答弁者は、先ほど申しましたように、市長からも2つの問題で答弁をしてほしいということですね。

議長(鳥居直記君) ほかに。

42番(柴田 朴君) それから福祉保健部長。

議長(鳥居直記君) わかりました。市長。

市長(伊藤一長君) 柴田議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

残り時間はあと5分でございまして、再答弁のご指名をいただきまして、大変光栄でございます。再質問が非常に熱心でございまして、時間がわずかしかございませんけれども、限られた時間内で私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、平和行政の中の海兵隊が長崎に来るのはけしからんというお話でございますけれども、私は、これまで何回も本会議も含めて申し上げておりますが、就任した年が被爆50年の年でございましたけれども、本当に被爆地長崎、しかも、世界で最初にして最後の被爆地にしなければいけないブルトニウム型原子爆弾が落とされた長崎の被爆の実相というのが、これだけたくさんの方々が大変なご努力を、また苦しい思いを、また核兵器と共存できないというみずからの体験も含めた、そ

ういうのをさせていただいた割には、まだまだ世界に伝わっていないなということをひしひしと感じた者の一人であります。

そういうことも含めて、今回の問題もそうでありますし、艦船の入港もそうでありますけれども、私服で原爆の資料館あるいは爆心地公園、また平和公園、そういうところに来ていただくんだったらいいんじゃないかなと。俗に言います「百聞は一見にしかず」という言葉がございますけれども、やはりみずから、私服で原爆資料館などを見ていただく。また、もしよろしければ被爆者の方々のお話を聞いていただく。そういうことによって、そういう被爆の実相を体験していただくんだったら、自国にお帰りになって、家族の方とか親しい方々にそれを広げていただくというのも、私はいいんじゃないかなという形で、今回も受け入れさせていただいたところであります。

ちなみに、在日のいわゆる大使館とか公館がたくさん日本にあるわけでありましてけれども、大使館も含めて、また、そこにおられる制服組の方々も含めて、長崎に来られたときには、ぜひ、そういうコースは必ず回っていただきたいということは、私の方からも、これは強くお願いしているところでございます。

第2点目の保育所の問題でございますけれども、私は若干、大変申しわけございませんが、柴田議員とちょっと見解を異にいたしますのは、民間の保育所の方々もよくやっているのではないかなと私は思います。公立の保育所が見本だから、あるいは公立の幼稚園が見本だから、民間の保育所とか民間の幼稚園は、やはりその見本というものを、一つのサンプルといいますか、そういうもののお手本みたいな形でするんだよという形の時代ではもうないのではないかなと思います。

もちろん、ちゃんとしたマニュアルというのは、これは大事なことでありますから、それをマスターすれば、むしろ民間が育ってきていけば、民間で、私は、やはり議会のお許しをいただき、また、市民のご理解をいただければ、そういういろいろな仕事というのは私は移行させていただく、そういう時代に来ているのではなからうかなというふうに思いますし、特に、少子化社会でありますし、男女共同参画都市宣言をしている長崎のまちであ

りますので、やはり保護者の方々が子どもさんを預けやすいような延長保育の問題、一時保育預かり事業の問題、また、休日での預かり事業の問題等々を含めて、そういう受け皿をきちんと法人組織がしていただければ、私は、そういうものを育てるような形で、また、誤りのないような形で、私どもの指導も含めて、また、議会の皆様方のご意見を聞きながらさせていただくということが私は時代の一つの大きな流れではないかなというふうに思いますので、この辺は、私どももしっかり頑張りますので、また、保護者の方々、そこに務めておられる方々にご理解を賜るように、これからも努力をいたしたいというふうに思いますので、よろしく願いをさせていただきたいと思います。

これは、この2つの市立の保育所だけではなく、もしご理解いただければ、今後とも、議会の皆様方とのいわゆる議論等を重ねながら、これからもこの問題は継続すべきであるし、ある意味では、公立の幼稚園も、その延長線上には私はあるのではなからうかなと、また、市が建てたい、何回も申し上げてましたけれども、市の土地に市が借金をして建物を建てて、そして市の職員がそこを運営する時代は、ある意味では終わったんじゃないかなと、それを、いわゆるいい意味で成熟してくれば、その受け皿があれば、いろいろな方々に民間の活力を導入するという、そういう時代になったのではなからうかなというふうに考えておるところでございます。

また、有明海と橋湾の問題でございますけれども、これは19カ所のポイントの問題、また、県単独の5カ所のポイントの問題、これは県の方も、しっかり私どもも特に連携を取りながら、大事な漁場の再生の問題でありますし、いかに漁獲高をふやしていくというのは大事なことでありますので、連携を取りながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長（江口 健君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。28番小林駿介議員。

〔小林駿介君登壇〕

28番（小林駿介君） 公明党の小林駿介でございます。

本日は、国民注視の中、北方支援に絡む鈴木宗男氏の証人喚問が放送されたばかりでございますが、国民の一人として、真相が究明され、政治不信の念が一日も早く変わる日の訪れることを強く念じながら、個人質問をさせていただきます。

既に通告しておりました3題につきまして、順次、お尋ねしてまいりますので、市長並びに関係理事者におかれましては、前向きかつ明確なご答弁を期待するものであります。

1. 長崎駅周辺地区及び各支所のバリアフリー化の現状と対策について。

3月8日の代表質問でもお触れになりましたが、交通バリアフリー法の制定を受けて、今後10年間の施策の大綱が示されました。市民生活の上から、また、県外からの観光客の皆さん、とりわけ障害者の皆さんにとって最も関心の高いことは、長崎市の表玄関である駅周辺のバリアフリー度であります。

ご承知のように、長崎駅と交通センターを結ぶ通路にはエレベーターの設置がなされております。しかしながら、バスの停留所や運賃100円、どこまで行っても100円と人気の高い長崎電鉄の発着場にも、実は弱者対策がなされておらないのであります。長崎駅周辺の再整備構想が策定され、将来的には長崎駅前も近代的な、かの小倉駅前のようになると期待をするものでありますが、その実現には数十年を要すると思われまします。それまで待てというのは、余りにも酷ではないかと思うのであります。

そこで、長期、短期のバリアフリーの具体策をお示しください。

また、各支所におけるバリアフリーの現状と課題についてお示しをいただきたいと思います。

2. 次に、高齢者緊急通報装置の機能の拡充についてお尋ねいたします。

本市に高齢者用緊急通報装置、いわゆるペンダント型通報装置が導入をされましたのは、平成6年であります。以来、今日では常時約1,000世帯の市民の皆さんの、まさかのときのセーフティー